



414
A 830



電信譯文

三十二年七月二十日

大正十一年四月
大隈侯爵邸

大隈外務大臣

中川啓代官使

在来

第千五百号

本官電報第千四百号ニ関スル内閣層
議ニ七月二十九日ヲ以テ開カシタル
後トシテ此律賓島最後ノ處置ニ関
シ議決スル蓋シ其困難ヲ感ズル所ハ
如何シテ該島ヲ未ダ手ヲ通當ニ
放棄シ得ヘキカニ在リ内閣員八名ノ中

下務省



陸軍卿ヲ併セ、且ニ名ハ比律賓島、
係留ヲ主張セリ、會議ハ明朝繼續
モラヘシ、「マリアナ」群島中ノ「グアム」及「カ
ライン」群島中ノ「ヤップ」ハ、貯炭所トシテ領
有セラレベキコトハ、殆ント確定シタルモノ、カ

電信譯文

シチ年七月三十一日
ミシガキ

在米

大隈外務大臣

中川樞代理公使

第六十六号

米大統領ハ、西班牙王媾和ヲ請求ニ
對シ七月三十一日、佛王大使ヲ經テ復
答シ先ツ媾和條件協定、爲メ米西
兩國委員ヲ任命スヘキコトヲ提議セリ、尤モ
該提議ハ、西班牙王ニ於テ直ニ西岸
諸島ニ對シ一切ノ主權ヲ放棄シ、并ニ

外務省

「マリヤナ」中ノ一島及「カロライン」中ノ一島ヲ米玉
ニ割譲スルノ約諾ヲ條件トシテ為サレタル
モノナリ又比律賓群島ニ就テハ^西西米玉
負ク於テ又全島處分ニ関スル問題ヲ調
定スルニ至ル迄米玉ハ「マニラ」市及「バタ
バタ」港ヲ保有スヘキヲ提議シタリ此提議
ハ左ノ事情ヲ考慮シタルカ為メナリト云フ
第一米玉ハ比律賓群島ノ現況ヲ充
分知悉セリ、第二米玉兵士叛徒トシ
同ニ存在セル義務ノ程度全ク未詳

ナル、第三叛徒ノ米玉ヲ討スル現存ノ
態度並ニ叛徒ノ巨魁^{タルモノ}、實際ノ
勢力未ク明瞭ナラカル、第四米玉ニ於
テ該島ヲ全ク鎮定セントスルハ必ラス
重大ナル責任ヲ負擔セラル得ナル

外務省

電信符文

三十年八月三十一日
九月一日着

在米

大隈外務大臣

中川臨時代理公使

第七十八号

媾和委員五名の内四名は私見トシテハ
比律賓群島全体ノ保有ヲ熱心ニ賛
成スルモノナリ、他ノ一名即チ現任國務卿
ト大統領トハ輿論ノ流潮ニ注目中ニテ
未ク河尋決心トス、本官ノ間ク存ニ依レハ
右兩名ハ私見ニテハ呂宋ノ保有ヲ多ク

外務省

ヲ希望セカル由ナリ、媾和委員ハ訓令ハ
唯々大體ニ過ズルモノニシテ、其実事情ニ
從ヒ處置スヘシトシ、無限委任ヲ與フルモ
テルヘシ、陸軍少將メリット及海軍少將
ヂュエーハ比律賓島ノ状況ヲ知悉スルヲ
以テ之ヲ媾和委員ノ參考ニ供スル爲メ
馬尼刺ヨリ巴里へ出張ヲ命セラル、若シ
合衆國政府ハ西班牙國ニ比律賓群
島ノ一部ヲ租借スルニ讓与スルキ協商
石函玉間ニ存在スルコトニ就テハ毫モ知ル

所ナシ、合衆國政府ハ日本政府、他意
ナキコトハ充分信任シ、猶、該島ノ處置
ニ關シ決定スル所アルニ至レハ之ヲ我ニ通
知スルコトヲ急ラサルベシ



夕承省